

市内中心市街地活性化基本計画区域内に出店される皆さまへ

中心市街地活性化対策資金のご案内

■ ご利用いただける方： 次の要件を満たしている方（個人・会社）

- ① 同一の事業を引き続き1年以上営み、小売業、卸売業、食事の提供を主目的とする飲食業、旅館業（ラブホテル等は除きます。）、又はサービス業（娯楽業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業は除きます。）を営む方
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方
- ③ 市税（市外に主たる事業所を有する場合は、当該事業所の所在地の市町村税）を完納している方

■ 資金使途： 市内中心市街地活性化基本計画区域内で、次の事業（現在営む事業と同一の事業に係るものに限ります。）を行うために必要な資金（設備資金）

- ◇店舗等の建設又は取得のための土地取得事業
（原則として1年以内に建物の建設に着手することが必要です。）
- ◇店舗等の建設、取得及び増改築事業
- ◇店舗等の改装事業
- ◇設備設置事業
- ◇商業用賃貸施設整備事業（不動産賃貸業を営む方に限ります。）

（運転資金）

- ◇店舗等を借り受ける際の入居保証金
- ◇出店に伴うじゅう器・備品等の購入及び商品の仕入れ等に必要な資金

■ 融資限度額： 10億円

- ### ■ 融資期間：
- 設備資金 15年以内（融資後4年以内据置可）
 - 運転資金 8年以内（融資後2年以内据置可）
 - 設備資金・運転資金合わせて融資を受ける場合は、8年以内
元金均等月賦償還（融資後2年以内据置可）

■ 利率： 年1.3%以内(信用保証付は0.9%以内)

■ 担保・保証人： 金融機関の定めるところによります。

■ 申請期間： 年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)

■ 申請先： 高崎市融資制度取扱金融機関

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市融資制度取扱金融機関または

高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ ☎ 027-321-1258(直通)

■ 申請に必要な書類（提出部数は1部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し（決算報告書の部分のみで結構です。）
・市町村民税の確定申告書（第20号様式）の写し
 複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）の写し
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ④ 【建物・設備資金の場合】 見積書・カタログ・図面等
- ⑤ 事業所、取得予定地等の案内図
- ⑥ その他市及び金融機関の指定する書類
(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)

■ 融資の手順

- ① **融資相談**
↓
借入希望の金融機関へ融資のご相談をしてください。
- ② **融資確認**
↓
融資対象者要件、資金用途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。
確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。(金融機関の方でも結構です。)
資格要件確認後に確認書を返却します。
- ③ **申込み**
↓
借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。
- ④ **審査**
↓
金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。
信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。
- ⑤ **融資実行**
↓
金融機関で融資決定(信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後)となると、所定の手続きを経て融資実行となります。
- ⑥ **実行報告**
融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。
 - ・融資実行報告書
 - ・市町村民税の完納証明書 ※融資実行前に取得
 - ▶納付後約10日の間に完納証明書を申請される方は、市で納付の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。
 - 詳しくは完納証明書発行窓口へお問い合わせください。
 - ・暴力団排除に関する誓約書